

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日、  
が休日、  
かたが、  
当日の  
翌日)

## ◇条 例

### 目 次

- 恩給の年額の昭和五十三年改定に関する条例
- 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例
- 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県建築基準条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例
- 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立図書館使用料条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

## 条 例

恩給の年額の昭和五十三年改定に関する条例をここに公布する。

昭和五十三年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県条例第十四号

恩給の年額の昭和五十三年改定に関する条例

(恩給の年額の改定)

第一条 県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、昭和五十三年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつている給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十三年五月鳥取県条例第十五号)による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「改正後の年金条例」という。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

2 昭和五十三年三月三十一日において現に受けている恩給の年額の計算の基礎となつている給料年額が六十五万五千五百円以上七十一万三千三百円未満の退職年金又は遺族年金で、六十歳以上の者に給するもの同年六月分以降の年額に関する前項の規定の適用については、同項中「仮

定給料年額」とあるのは、「仮定給料年額の一段階上位の仮定給料年額」とする。

(恩給の年額の改定の場合の端数計算)

第二条 この条例の規定により恩給の年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給の年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給の年額とする。

(職権改定)

第三条 この条例の規定による恩給の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十三年四月一日から適用する。

別表(第一条関係)

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額	仮定給料年額
六二七、二〇〇 円	六七二、四〇〇 円
六五五、五〇〇	七〇二、七〇〇
六八四、六〇〇	七三三、八〇〇
七一三、三〇〇	七六四、五〇〇
七四二、七〇〇	七九六、〇〇〇
七六〇、九〇〇	八一五、五〇〇
七七九、三〇〇	八三五、二〇〇
八〇〇、一〇〇	八五七、四〇〇
八二九、五〇〇	八八八、九〇〇

八五五、〇〇〇	九一六、二〇〇
八七八、七〇〇	九四一、五〇〇
九〇七、五〇〇	九七二、三〇〇
九三六、五〇〇	一、〇〇三、四〇〇
九六八、三〇〇	一、〇三七、四〇〇
一、〇〇〇、三〇〇	一、〇七一、六〇〇
一、〇四〇、二〇〇	一、一四、三〇〇
一、〇六五、六〇〇	一、一四一、五〇〇
一、〇九八、五〇〇	一、一七六、七〇〇
一、一三〇、四〇〇	一、二一〇、八〇〇
一、一九四、一〇〇	一、二七九、〇〇〇
一、二二一、一〇〇	一、二九七、二〇〇
一、二六〇、一〇〇	一、三四九、六〇〇
一、三二五、二〇〇	一、四一九、三〇〇
一、三九七、一〇〇	一、四九六、二〇〇
一、四三三、八〇〇	一、五三五、五〇〇
一、四六八、八〇〇	一、五七二、九〇〇
一、五一八、七〇〇	一、六二六、三〇〇
一、五四八、二〇〇	一、六五七、九〇〇
一、六三三、七〇〇	一、七四九、四〇〇
一、六七六、〇〇〇	一、七九四、六〇〇
一、七二〇、四〇〇	一、八四二、一〇〇
一、八〇五、七〇〇	一、九三三、四〇〇
一、八九二、〇〇〇	二、〇二五、七〇〇
一、九一四、二〇〇	二、〇四九、五〇〇

一、九八五、四〇〇	二、一二五、七〇〇
二、〇八六、四〇〇	二、二二三、七〇〇
二、一八六、四〇〇	二、三四〇、七〇〇
二、二四八、一〇〇	二、四〇六、八〇〇
二、三〇八、三〇〇	二、四七一、二〇〇
二、四三〇、六〇〇	二、六〇二、〇〇〇
二、五五〇、二〇〇	二、七三〇、〇〇〇
二、五七三、六〇〇	二、七五五、一〇〇
二、六六七、二〇〇	二、八五五、二〇〇
二、七八五、四〇〇	二、九八一、七〇〇
二、九〇三、三〇〇	三、一〇七、八〇〇
三、〇二〇、三〇〇	三、二二三、〇〇〇
三、〇九三、八〇〇	三、三一一、七〇〇
三、一七二、七〇〇	三、三九六、一〇〇
三、三二四、二〇〇	三、五五八、二〇〇
三、四七七、五〇〇	三、七二二、二〇〇
三、五五四、七〇〇	三、八〇四、八〇〇
三、六二七、八〇〇	三、八八三、〇〇〇
三、七七七、二〇〇	四、〇四二、九〇〇
三、八四五、二〇〇	四、一一五、七〇〇
三、九二四、一〇〇	四、二〇〇、一〇〇
四、〇六六、八〇〇	四、三五二、八〇〇
四、二二三、一〇〇	四、五一八、三〇〇
四、三〇三、五〇〇	四、五九八、七〇〇
四、三七九、五〇〇	四、六七四、七〇〇

四、四九九、二〇〇	四、七五四、四〇〇
四、五三六、三〇〇	四、八三一、五〇〇
四、六九二、〇〇〇	四、九八七、二〇〇
四、八四七、九〇〇	五、一四三、一〇〇
四、九二五、〇〇〇	五、二二〇、二〇〇
五、〇〇四、〇〇〇	五、二九九、二〇〇

恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が六二七、二〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇七を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額が五、〇〇四、〇〇〇円を超える場合においては、その年額に二九五、二〇〇円を加えた額を、それぞれ仮定給料年額とする。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十五号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ二第一項中「百二十三万円」を「百三十二万円」に、「六百十五万円」を「六百六十万円」に、「七百三十八万円」を「七百九十二万円」に改める。

(恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正)

第二条 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(昭和四十一年十月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和五十二年四月分」を「昭和五十三年四月分」に改め、同項の(イ)の表中「五八九、〇〇〇円」を「六二二、〇〇〇円」に、「四四一、八〇〇円」を「四六六、五〇〇円」に、「二九四、五〇〇円」を「三一、〇〇〇円」に改め、同項の(ロ)の表中「三二〇、〇〇〇円」を「三六〇、〇〇〇円」に、「二四〇、〇〇〇円」を「二七〇、〇〇〇円」に、「一六〇、〇〇〇円」を「一八〇、〇〇〇円」に、「二九四、五〇〇円」を「三一、〇〇〇円」に、「二二〇、九〇〇円」を「三三、三〇〇円」に、「一四七、三〇〇円」を「一五五、五〇〇円」に改め、同条第四項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

(恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例の一部改正)

第三条 恩給の年額の昭和四十九年改定に関する条例(昭和四十九年十月

鳥取県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和四十九年九月分」を「昭和五十三年六月分」に、「八十歳以上の者に給する退職年金又は八十歳以上の者に給する遺族年金の年額の算定の基礎となる退職年金の昭和五十年八月分以降の年額についてはその超える年数が十年に達するまで、八十歳未満の者に給する退職年金又は八十歳未満の者に給する遺族年金の年額の算定の基礎となる退職年金の昭和五十一年七月分以降の年額についてはその超える年数が五年に達するまでは三分の二」を「その超える年数が十三年に達するまでは、三分の二」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する退職年金又は遺族年金の昭和五十三年五月分までの年額については、なお従前の例による。

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十一年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項及び附則第六項中「六万円」を「七万二千元」に、「三万六千元」を「四万八千元」に、「二万四千元」を「三万六千元」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、遺族年金の年額に当該金額を加えた額が次の各号に掲げる遺族年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合における当該加える額は、当該各号に掲げる額からその者の遺族年金の年額を控除した額とする。

一 年金条例第二十四条ノ六において準用する恩給法第七十五条第一

項第二号に規定する遺族年金 八十五万二千円  
 二 年金条例第二十四条ノ六において準用する恩給法第七十五条第一  
 項第三号に規定する遺族年金 六十五万千円  
 附 則  
 (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第四条の規  
 定は、昭和五十三年六月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関  
 スル条例(以下「改正後の年金条例」という。)第二十三条ノ二第一項  
 の規定、第二条の規定による改正後の恩給の年額の昭和四十一年改定に  
 関する条例(以下「改正後の昭和四十一年改定条例」という。)第二  
 第一項及び第四項の規定並びに附則第六項及び附則第七項の規定は、昭  
 和五十三年四月一日から適用する。

(遺族年金の年額の特例に関する経過措置)

3 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する  
 条例(昭和五十一年十月鳥取県条例第三十七号)附則第五項又は附則第  
 六項の規定による年額の加算をされた遺族年金については、昭和五十三年  
 年六月分以降、その加算の年額を、それぞれ第四条の規定による改正後  
 の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する  
 条例附則第五項又は附則第六項に規定する年額に改定する。

4 昭和五十三年四月分及び同年五月分の六十歳以上の者又は六十歳未満  
 の妻で扶養遺族である子を有するものに給する遺族年金の年額に関する  
 改正後の昭和四十一年改定条例第二条第一項の規定の適用については、  
 同項の(ロ)の表の下欄中「三六〇、〇〇〇円」とあるのは「三三七、九〇

〇円」と、「二七〇、〇〇〇円」とあるのは「二五三、四〇〇円」と、  
 「一八〇、〇〇〇円」とあるのは「一六九、〇〇〇円」とする。

(職権改定)

5 前二項の規定による恩給の年額の改定は、知事が受給者の請求を待た  
 ずに行う。

(恩給の年額の改定の場合の端数計算)

6 附則第三項及び附則第四項の規定により恩給の年額を改定する場合に  
 おいて、当該規定により算出して得た恩給の年額に、五十円未満の端数  
 があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは  
 これを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給の年額とする。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

7 改正後の年金条例第二十三条ノ二の規定は、昭和五十三年三月三十一  
 日以前に給与事由の生じた退職年金についても、適用する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条  
 例をここに公布する。

昭和五十三年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県条例第十六号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正す  
 る条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月

鳥取県条例第十一号の一部を次のように改正する。

第二条の表中

盲聾<sup>ろうあ</sup>児施設

鳥取県立積善学園

鳥取市

を  
盲ろうあ児施設

鳥取県立積善学園

岩美郡国府町

に改める。

附則

この条例は、昭和五十三年八月二十一日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十七号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表鳥取県立中央病院の項中「神経科」を「精神科 神経内科」に改める。

附則

この条例は、昭和五十三年六月一日から施行する。

鳥取県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十八号

鳥取県建築基準条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 建築物又はその敷地と道路との関係に関する制限（第

五条―第九条）」を「第四章 建築物又はその敷地と道路との関係に関する制限（第五章―第九条）」に改める。

第一条中「第四十三条第二項」の下に「、第五十六条の二第一項」を、

「道路との関係に関する制限の附加」の下に「、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定」を加える。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定

第九条の二 法第五十六条の二第一項の規定により日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は次の表の上欄に掲げる区域とし、それぞれの区域について生じさせてはならない日影時

間として法別表第三(に)欄の各号のうちから指定する号は次の表の下欄に掲げる号とする。

対象区域	法別表第三(に)欄の号
第一種住居専用地域	(一)
第二種住居専用地域	(一)
住居地域	(一)

第十三条第一項中「五万円」を「十万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、昭和五十三年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県)

条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第二種県営住宅の表中

高城	を	高城第一
五十二年	栄第二	東伯郡大栄町大字局

八を

五十二年	栄第二	東伯郡大栄町大字局	八
五十三年	ひばりが丘第五	鳥取市浜坂	四〇
五十三年	高城第一	倉吉市下米積	一〇

に改める。

別表第二の表中

三明寺、高城、小鴨及び北野	を
---------------	---

三明寺、高城第一、高城第二、小鴨及び北野

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和三十年十月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「四千五百円」を「四千八百円」に、「七千七百円」を「八千三百円」に改め、同条第三項中「二百三十三円」を「二百六十七円」に、「七十三円」を「七十七円」に、「百五十円」を「百六十七円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例第三条第二項及び第三項の規定は、昭和五十三年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に給付の事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十一号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「二百三十三円」を「二百六十七円」に、「七十三円」を「七十七円」に、「百五十円」を「百六十七円」に改める。

別表第一中

二、八八〇円	三、七六三円	四、七三八円	五、七五〇円
二、二二三円	二、六二〇円	三、二五〇円	四、〇〇〇円

〇円 六、七四五円 七、六五五円

三円 四、八〇〇円 五、五七〇円

三、〇八三円 四、〇三〇円

二、二六五円 二、八〇七円

円 五、〇七五円	六、一五八円	七、二二五円	八、二〇〇円
円 三、四八五円	四、二八五円	五、一四〇円	五、九六五円

改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第四条第三項及び別表第一の規定



は、昭和五十二年四月一日から適用する。

3 昭和五十二年四月一日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。ただし、休業補償、障害補償年金及び遺族償補年金であつて同日以後の期間について支給すべきものにあつては、改正後の条例第四条第三項及び別表第一の規定によるものとする。

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十二号

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

鳥取県立高等学校等設置条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中

鳥取市 を 岩美郡国府町 に改める。

第四条(見出しを含む。)中「鳥取県立聾学校」を「鳥取県立聾学校」に改め、同条の表中 鳥取県立鳥取聾学校 を 鳥取

県立鳥取聾学校

岩美郡国府町

に改める。

附則

この条例は、昭和五十三年九月一日から施行する。

鳥取県立図書館使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十三号

鳥取県立図書館使用料条例の一部を改正する条例

鳥取県立図書館使用料条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

名称	区分	金額
鳥取県立米子図書館	大会議室	一日につき 六、〇〇〇円
		半日につき 三、〇〇〇円
	小会議室	一日につき 二、〇〇〇円
		半日につき 一、〇〇〇円

備考

1 この表中「一日」とは午前九時から午後五時までをいい、「半日」とは午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までをいう。

2 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料の額に当該額の二割に相当する額を加算する。

附則

この条例は、昭和五十三年十月一日から施行する。

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年五月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十四号

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十二年三月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

鳥取県立鳥取青年の家	鳥取市	
		を
	鳥取県	鳥取県

立鳥取青年の家	鳥取市
立大山青年の家	西伯郡大山町

に改める。

第七条中「教育委員会は、」の下に「鳥取県立大山青年の家及び」を加える。

別表の一の表鳥取県立鳥取青年の家の項の次に次のように加える。

鳥取県立 大山青年 の家	高等学校の生 徒及び学生		青年 その他	一般人
	青年	その他		
	一人一泊につき	一人一泊につき	一人一泊につき	一人一泊につき
	一〇〇円	二〇〇円	三〇〇円	一〇〇円
	一人一日につき	一人一日につき	一人一日につき	一人一日につき
	五〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円

附則

この条例は、昭和五十三年十月一日から施行する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】